

令和5年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）制度の見直し

- ◆住宅ローン控除の適用期限が4年延長（令和7年12月31日までの間に入居した方が対象）されます。
- ◆個人住民税における控除限度額について、消費税引き上げによる需要平準化対策が終了したことから、従来の控除限度額である所得税の課税総所得金額の「7%（最高136,500円）」から「5%（最高97,500円）」に引き下げられます。所得税から控除しきれなかった金額がある場合、控除限度額の範囲内で控除されます。

居住年	現行制度 平成26年4月～令和3年12月	改正後 令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)

民法改正による未成年の住民税の扱いについて

民法の改正に伴い、令和4年1月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

未成年者は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、市県民税の非課税措置を受けることができます。令和5年度課税では、平成17年1月3日以降に生まれた方が18歳未満とみなされます。